重要事項説明書

（認知症対応型共同生活介護）

（介護予防認知症対応型共同生活介護）

社会福祉法人　奴奈川福祉会

グループホームうみかわ

１　事業所（法人）の概要

名称・法人種別	社会福祉法人　奴奈川福祉会
代表者氏名	理事長　本間　政一
所在地・連絡先	（住　所）〒９４１－００７１ 新潟県糸魚川市大字大野１２９番地 （電　話）（０２５）５５２－８１０１ （ＦＡＸ）（０２５）５５２－７８２１

２　事業所の概要

事業所の名称	グループホームうみかわ
所在地・連絡先	（住　所）〒９４１－００４４ 新潟県糸魚川市大字水保１７８８番地１ （電　話）（０２５）５５５－７１８１ （ＦＡＸ）（０２５）５５５－７１８２
代表者氏名	伊藤　夏美

３　共同生活介護の目的及び運営方針

（１）目的

事業所が行う認知症対応型共同生活介護事業、介護予防認知症対応型共同生活介護事業の適切な運営を確保するために、人員及び運営管理面に関する事項を定め、要支援状態又は要介護状態にある認知症高齢者に対し、共同生活において、心身の改善、環境調整等を通じて利用者の自立を支援するとともに、家庭的な環境のもとで食事、入浴、排泄等の介護、その他日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の能力に応じた日常生活や地域社会との関わりを支援することを目的とします。

（２）運営方針

・利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供します。
・利用者の認知症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるように、利用者の状況を踏まえて支援を行います。
・利用者の地域社会への関わりを支援していくために、家庭や地域の関係者等を含めた運営を推進します。
・常に誠意を持って質の高いサービスが提供できるように専門性を高める研修の実施と職員の自己研鑽を推進します。

（３）その他

事　項	内　　容
介護計画の作成	ご利用者の希望を踏まえて、介護従事者と協議のうえ、介護計画を作成します。 又、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面に記載してご利用者に説明のうえ交付します。
職員研修	採用後、３ヶ月以内その後、継続研修年２回以上実施します。

4　設備の概要

（1）構造等

敷　　地		２．８１８㎡
建　　物	構　　造	木造ＧＬ鋼板ＡＴ葺き
	延べ床面積	７３４．０８㎡
	利用定員	１８名

（2）居室

居室の種類	室　数	面　　積	備　　考
１人部屋	１８室	１２．４２㎡	

（3）主な設備

設　備	室　数	面　　積	備　考
食堂（リビング含む）	２　室	２４９．３２㎡	
台　所	２　室	２７．３４㎡	
浴室（脱衣室含む）	２　室	３７．２４㎡	

5　職員体制

従業者の職種	人数（人）	区　分				職務の内容
		常勤（人）		非常勤（人）		
		専従	兼務	専従	兼務	
代表者	1		1			ホーム長
管理者	1		1			業務実施状況等の管理
計画作成担当者	5		5			ケアプラン作成
介護従事者	１５	8	5	2		介護業務
看護師（訪問看護）	1					健康管理(週１回)

6　職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制（原則）
管理者	日勤　　午前　８時３０分～午後　５時３０分
介護支援専門員	日勤　　午前　８時３０分～午後　５時３０分
介護従事者	早出　　午前　７時３０分～午後　４時３０分 遅出　　午前１０時００分～午後　７時００分 夜勤　　午後　５時００分～午前１０時００分
看護師（訪問看護） ※契約	約２時間／週１回の訪問　及び　２４時間の連絡体制／３６５日

7　サービス内容と費用

（１）介護保険給付サービス

ア　サービス内容

・介護従事者がご利用者の食事、掃除等の家事や入浴、排泄等のお手伝いをします。

・ご利用者とそのご家族からのご相談に応じます。

イ　費用

介護保険給付対象サービスの利用料金については、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費を除した額（自己負担額）となります。又、主な加算料金についても、算定加算基本料金から介護保険給付費を除した額（自己負担額）となります。※別紙１の利用料金表をご確認下さい。

（主な加算種別）

初期加算	入居した日から起算して３０日以内の期間について算定。 ※医療機関に３０日以上入院した後、退院して再入居する場合も初期加算の算定を認める。
医療連携体制加算（Ⅰ）ハ	日常的な健康管理を行ったり、医療ニーズが必要になった場合に適切な対応がとれる等の体制を整備している場合に算定。 ※重度化した場合の対応にかかる指針については、別紙２参照。
科学的介護推進体制加算	LIFE（科学的介護情報システム）へのデータ提出とフィードバックの活用により、PDCA サイクルの推進とケアの質の向上を図る取り組みを評価する加算。
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を講じ、業務改善の取り組みを継続的に行うことを評価する加算。
看取り介護加算	医療連携体制加算を算定していること。 ※死亡日以前４５日を上限として死亡月に算定できる加算。 ただし、退去した日の翌日から死亡日までの間は算定しない。
退居時相談援助加算	利用期間が１月を超える利用者が退去し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合、退去時に当該利用者及びその家族等に対して退去後の各サービスについての相談援助を行い、市町村及び居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターに対して、介護状況を示す文書を添えて必要な情報を提供した場合に算定できる加算。
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が７０％以上であること、又は勤続１０年以上の介護士福祉士の占める割合が２５％以上であること。
介護職員等処遇改善加算（Ⅰロ）	介護職員等の処遇改善を図ることが目的とされた加算。 基本料金・加算・減算を合わせた単位数合計（処遇改善加算等を除く）に２２．８％を加算。

（２）介護保険給付対象外サービス

項　目	月額（３０日で換算）	備　　考
居　住　費	３９，０００円	入退所の際は、入所日数×１，３００円
水道光熱費	２８，５００円	入退所、外泊、入院の際は入所日数×９５０円
食　　費	３９，０００円 （生活保護世帯は ３４，５００円）	朝食３８０円、昼食４６０円、夕食４６０円（おやつ代含む） 生活保護世帯については、 朝食３３０円、昼食４１０円、夕食４１０円（おやつ代含む）

その他

項　目	金　額	備　　考
おむつ代	実　費	おむつ、パット代
理美容代	実　費	
日常生活物品	実　費	個人で使用するもの
市外医療機関への受診等に伴う交通費	実　費	市外医療機関への受診送迎、入退院対応に伴う燃料代、高速道路料金等の交通費（職員付き添い時のタクシー代等も含む）

８　サービス内容に関する苦情等相談窓口

（１）当事業所における苦情の受付

○苦情相談窓口

グループホームうみかわ　　新潟県糸魚川市大字水保１７８８－１

電話番号　（０２５）５５５－７１８１

苦情受付担当者　伊　藤　夏　美

苦情解決責任者　磯　野　　茂　（特別養護老人ホームみやまの里　施設長）

第三者委員　大　西　順　子

建　部　久美子

（２）その他苦情受付機関

糸魚川市役所（福祉事務所）　（０２５）５５２－１５１１

新潟県国民健康保険団体連合会　（０２５）２８５－３０７３

新潟県福祉サービス運営適正化委員会（０２５）２８１－５６０９

９　住居にあたっての留意事項

ア　面会は自由ですが、夜間は施錠しますので、事前にご連絡ください。
　また、来訪者が宿泊される場合も事前にご連絡ください。

イ　外出・外泊の際は、行先と帰宅時間を教えてください。

ウ　宗教活動・政治活動はできません。

10　第三者評価受審状況について

・第三者評価実施の有無・・・あり
・実 施 し た 年 月 日・・・令和７年６月１３日
・実 施 し た 評 価 機 関・・・MMC総合コンサルティング株式会社
・評価結果の開示状況・・・ホームページ上「ＷＡＭＮＥＴ」内にて評価情報の閲覧が可能です。

当事業所は、重要事項説明書に基づいて、認知症対応型共同生活介護のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

令和　　年　　月　　日

（事業者）　所　在　地　　新潟県糸魚川市大字大野１２９
事業者名　　社会福祉法人　奴奈川福祉会
代表者職・氏名　　理 事 長　　本　間　政　一　　印
（説明者）　　職　　名
氏　　名

上記の内容について説明を受け、同意しました。また、この本重要事項説明書が契約書の別紙（１部）となることについても同意します。

令和　　年　　月　　日

（利用者）　　住　　所
氏　　名

（代理人）　　住　　所
氏　　名

別　紙　1

【重要事項説明書による利用料金表】

料金は単位数に単価（10 円）を乗じたものです。(10 円/単位)

基本利用料（１日につき）

要介護状態区分	基 本 料 金	利 用 者 負 担
要支援２	７，４９０円	各欄に表示された金額の１割、２割、もしくは３割
要介護１	７，５３０円	
要介護２	７，８８０円	
要介護３	８，１２０円	
要介護４	８，２８０円	
要介護５	８，４５０円	

加算利用料金

項　　目	基 本 料 金		利用者負担
初期加算(入居より 30 日以内) ※退院後、再入居より 30 日以内も同様	300 円／日		各欄に表示された金額の１割、２割、もしくは３割
医療連携体制加算（Ⅰ）ハ	370 円／日		
科学的介護推進体制加算	400 円／月		
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	100 円／月		
看取り介護加算	死亡日以前 31～45 日	720 円／日	
	死亡日以前 4～30 日	1,440 円／日	
	死亡日前日及び前々日	6,800 円／日	
	死亡日	12,800 円／日	
退居時相談援助加算	4,000 円／回		
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	220 円／日		
介護職員等処遇改善加算（Ⅰロ）	上記太枠の単位数合計×22.8%		

別　紙　2

グループホームにおける重度化対応に関する指針

１．当ホームにおける重度化対応に関する考え方

重度化された場合の対応にあたっては、介護方法、治療等についてご本人の意思ならびにご家族の意向を最大限に尊重します。対応する上で、ご利用者と事業者との間で話し合いを行い、相互に同意された内容については、確認をとりながら、多職種協働によりご本人およびそのご家族への継続的支援を図ります。また、重度化された場合における下記の内容を遂行するにあたり、医療機関等との連携およびチームケアの推進に取り組みます。

（１）環境変化の影響を受けやすいご利用者が、「その人らしい」生活を送ることができるように、尊厳ある生活を保ち、「生活の質」が最高のものとして実現できるケアに努めます。

（２）できる限り当ホームにおいての生活が継続できるよう、日常的に健康管理には留意し、万が一医療的ニーズが発生した場合には、適切な対応がとれるよう、医療との連携を図ります。

◇ やむを得ず、当ホームでの生活の継続が困難（※）となった場合は、ご本人・ご家族への説明・同意を得て、次の生活拠点の確保とスムーズな拠点移動ができるよう配慮します。

（※　常時医療行為が必要になる場合や、介助に必要な環境が整えられない等）

２．重度化対応の体制

（１）医療との連携体制

重度化に伴う医療ニーズに応えるため、主治医や医療機関とともに、即応できる連携体制を確保します。

①　看護職員の体制

利用者に対する日常的な健康管理、通常時および急性期における介護職員への指示等、訪問看護事業所と連携体制を確保します。

②　急性期における医師や医療機関との連携体制

【医療機関】

糸魚川総合病院　　電話：０２５－５５２－０２８０

【契約訪問看護事業所】

訪問看護フラワー　電話：０７０－２８２５－４９６４

（２）多職種協働によるチームケアの体制

各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応します。

①　重度化に伴うケア計画の作成

重度化しても「その人らしい」生活を送ることができるように、生活支援ニーズの変化に応じてケア計画を作成し、ご本人・ご家族とともに生活支援の目標を定めます。

②　ケア計画に沿ったケアの実施

ご本人・ご家族とともに作成したケア計画に基づき、一人ひとりの心身の状態に応じた、適切なケアの提供に努めます。

③　家族・地域との連携

家族および地域住民とのネットワークの支えにより、重度化しても尊厳ある生活を保ち、「生活の質」が維持できるよう家族・地域との連携に努めます。

3．重度化対応に関する各職種の役割

【ホーム長】

・緊急時の対応

・職員への指針の徹底

・職員に対する教育・研修

【訪問看護職】

・主治医または協力病院との連携

・重度化に伴い起こりうる処置への対応指示

・疼痛の緩和への助言、指示

・緊急時の対応指示

・心身の状態のチェックと経過の把握

【計画作成担当者】

・継続的な家族支援

・他職種とのチームケアの確立

・定期的なカンファレンスの実施

【介護職員】

・食事、排泄、清潔保持の提供への配慮

・身体的、精神的緩和ケア

・コミュニケーション

・心身の状態のチェックと経過の記録

4．看取り介護への対応

ご本人及びご家族との話し合いや意思の確認をし、看取りを視野に入れたケア方針を検討